

# 千歳市子ども 読書活動推進計画

～ 読書ではぐくむ 子どもの豊かな心 ～



平成 17 年 11 月  
千歳市教育委員会

## 【目 次】

はじめに	1
1 子どもの読書をめぐる社会的背景	1
2 国、北海道の動向	1
3 計画の位置付け	1
<b>第1章 千歳市子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方</b> ...	<b>3</b>
1 基本理念	3
2 計画の策定にあたって	3
3 計画の構成	4
4 計画の期間	4
<b>第2章 子どもの読書活動推進のための取り組み</b> .....	<b>5</b>
1 家庭の取り組み	5
(1) 読書活動の推進	5
(2) 読書環境の整備・充実	6
(3) 読書活動の普及	6
2 地域の取り組み	7
(1) 読書活動の推進	7
(2) 読書環境の整備・充実	7
(3) 読書活動の普及	8
3 学校の取り組み	8
(1) 読書活動の推進	8
(2) 読書環境の整備・充実	10
(3) 読書活動の普及	11
4 幼稚園、保育所（園）の取り組み	11
(1) 読書活動の推進	11
(2) 読書環境の整備・充実	12
(3) 読書活動の普及	12
5 市立図書館の取り組み	13
(1) 読書活動の推進	13
(2) 読書環境の整備・充実	15
(3) 読書活動の普及	17

<b>第3章 子どもの読書活動の施策の推進に向けて</b>	18
1 施策の推進に向けた方策	18
(1) 関係機関、関係団体の連携	18
(2) 千歳市の推進体制の調整等	18
資料1 千歳市子どもの読書活動推進事業一覧	21
資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律	25
資料3 千歳市子どもの読書活動推進計画策定委員会等	27

## はじめに

### 1 子どもの読書をめぐる社会的背景

高度情報化の今日、子どもを取り巻く生活環境はめまぐるしく変化しています。最近の、テレビ・ビデオ・テレビゲーム・インターネットなどの情報メディアの発達・普及が本に取って代わり、塾や習い事なども子どもの読書の時間を少なくする要因になっていると言われていています。

また、少子化・核家族化など社会構造の変化の中で、家族や地域社会のあり方も大きく変わってきています。いま、一人ひとりがそれぞれの多様な生き方を認め合い、自ら考え、主体的に生きていくことが求められています。

読書を通じてさまざまな価値観に触れることで、自己実現するために必要な知識や判断力を培うことができるような読書環境の体系的な構築が必要な時代になってきています。

### 2 国、北海道の動向

読書のもつ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を支援するため、国は平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができ、また、適切な時期に適切な本に出会い、読書を楽しむことができるように、積極的に諸条件を整え、社会全体でその推進を図ることとしています。

この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)が策定され、概ね5年間にわたる施策の基本的方向が定められました。

また、北海道においても、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、その中では、各市町村がこの計画を基本として、地域の子どもの読書活動の推進状況を踏まえて読書活動推進計画の策定に努めるよう求めています。

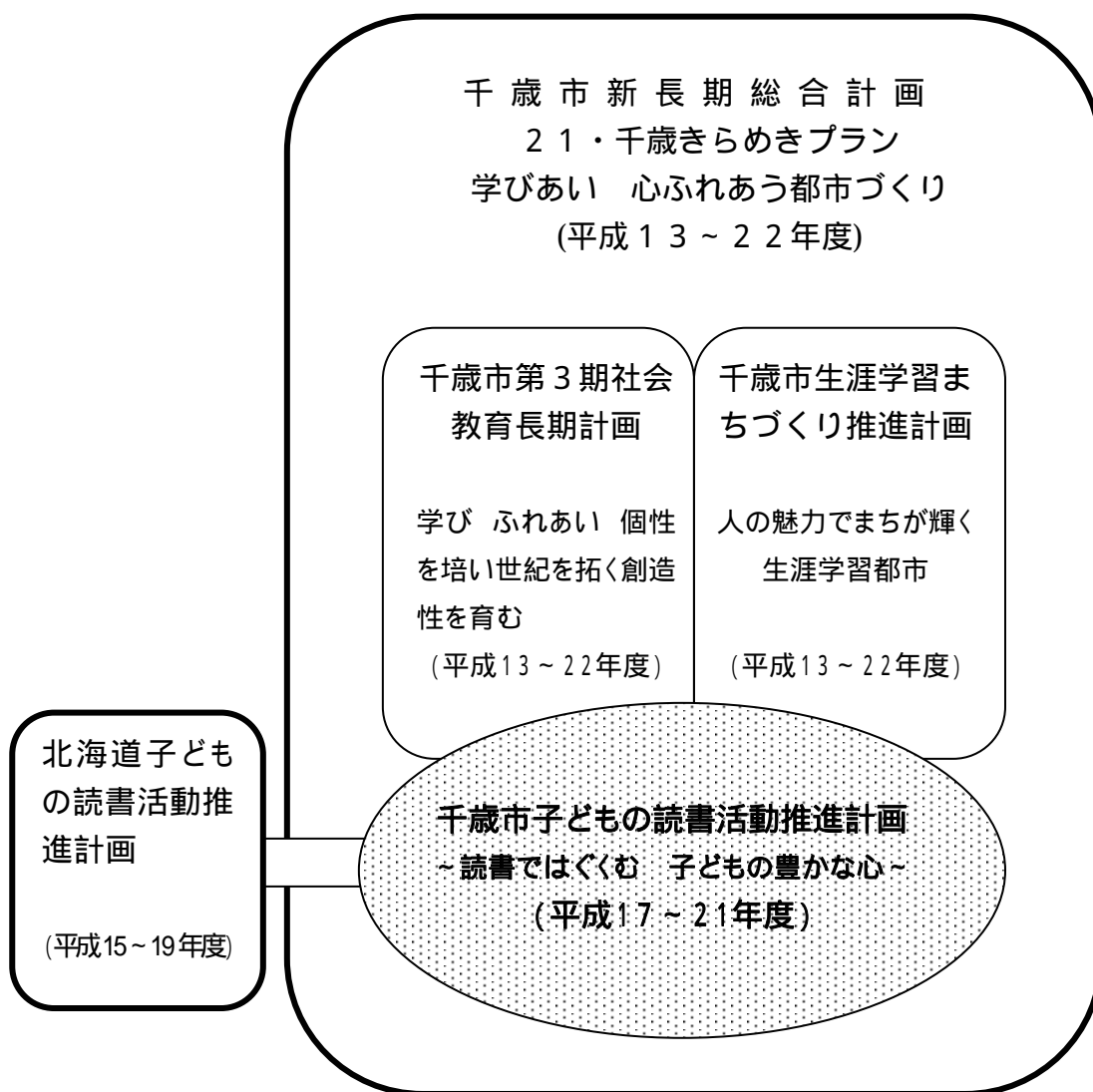
### 3 計画の位置付け

千歳市子どもの読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定する計画であり、千歳市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを推進するものです。

また、新長期総合計画「21 千歳きらめきプラン」を具現化する千歳市第3

期社会教育長期計画及び千歳市生涯学習まちづくり推進計画の個別計画として位置付けます。

今後、子どもの読書活動の一層の推進を図るため、法律をはじめ国及び北海道の計画を基本とし、家庭、地域、学校、幼稚園、保育所（園）、行政がそれぞれ連携しながら、読書活動を総合的に推進することを目的に策定するものです。



# 第1章 千歳市子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方

## 1 基本理念

読書は本来、個人の営みであることから、周りにいる大人や学校が強制するものではありません。大人の役割は、子どもたちが生き生きと、人生を豊かに暮らすための取り組みとして、本と出会い、本の楽しさを自ら発見する機会をつくることです。

この計画は、子どもが自由で、自主的に読書に親しめるようにするため、読書環境の整備を積極的に行うことを基本理念とします。

## 2 計画の策定にあたって

子どもが明るく元気に成長していくことは、誰もが願うことであり、子ども的人格を形成するうえで読書が大切な役割を担うことも、誰もが知るところです。

子どもが読書の楽しさに気づき習慣付けられるよう、社会全体がみんなで知恵を出し合いながら、子どもが本を読みたくなるよう協力していく必要があります。

本計画の目的を達成するため、次の取り組みを施策の柱とし、子どもの読書活動を総合的に推進します。

### (1) 読書活動の推進

生涯学習が叫ばれている今日、人の一生にとって読書の果たす役割は重要です。子どもの成長過程において、本と出会い自主的に読書に関心を向けることができる環境の中で、読書を楽しく感じ習慣付けられることを目指します。

### (2) 読書環境の整備・充実

市立図書館（以下、図書館といいます。）をはじめ、子どもが集い利用する施設の蔵書や蔵書スペースを整備するなど、読書環境の整備・充実に努めます。

### (3) 読書活動の普及

読書に対する理解や関心は、大人を通じて子どもたちに伝わります。子どもの読書の重要性を認識し、理解してもらうための広報、啓発などに取り組みます。

### 3 計画の構成

この計画は、家庭、地域、学校、幼稚園、保育所(園)、行政が共通認識のもとに連携・協力し、地域社会全体がひとつになって子どもの読書活動を推進する必要があります。

このため、子どもの読書活動に関わる関係機関やボランティアグループ等で構成する、「千歳市子どもの読書活動推進連絡会議(仮称)」を設置し、それぞれの施設等で実施している施策や事業も含め、各種事業を計画的に推進します。

### 4 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための取り組み

### 1 家庭の取り組み

#### (1) 読書活動の推進

##### [現状と課題]

近年の核家族化や両親の共働き家庭の増加などにより、子どもを取り巻く家庭環境・社会環境が大きく変化しています。さらに、子ども自身も情報メディアの普及や習い事などの影響で、家庭における読書の時間や機会も少なくなってきました。

子どもにとって読書のきっかけは、乳幼児期のことばの体験から始まります。家庭での温かい語りかけは、豊かな心とことばや、コミュニケーション能力を育てる基礎となるものです。

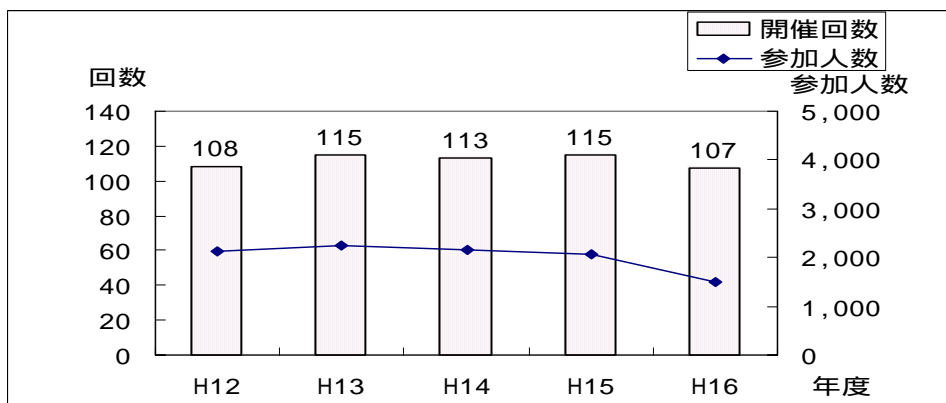
家族で読み聞かせや一緒に読書する時間を持つなど、家庭の生活の中に本があり、それを話題にし、読書の喜びをともに分かち合える大人の存在が不可欠です。

##### [推進への取り組み]

##### 親子で読書を楽しむ

読書によってもたらされる豊かな心を育むため、親子での読書や、読み聞かせを行うなど、親子で読書を楽しむことを通して、親子の触れあいの大切さを伝えられるよう、家庭での読み聞かせ推進など親子読書の啓発に努めます。

おはなし会回数及び人数



資料：図書館

#### 子育て講座等への参加の促進

市内の各施設では、子どもの読書のきっかけとなるような、さまざまな行事が計画されています。子どもと一緒におはなし会や読み聞かせ講座等に参加することも、親子の豊かな心を育むために大切であることから、土壌作りに努めます。

### (2) 読書環境の整備・充実

#### [現状と課題]

家庭においては、保護者や兄弟姉妹など年齢の違う人たちが同居し、それぞれが趣味、興味のある雑誌を読んでいます。

しかし、これらの全てが子どもにとって好影響を与えるものではなく、悪い影響を与えるものも含まれ、これらが家庭内で公然と誰も見られる状態にあることは、好ましいことではありません。

#### [推進への取り組み]

##### 子どもの発達に応じた読書環境の整備

子どもは、発達段階に応じて読書への興味や関心の傾向も変化していくので、家庭内においては、その発達年齢に適さない図書等に触れることのないよう、家庭での読書環境の整備を働きかけます。

### (3) 読書活動の普及

#### [現状と課題]

社会活動における最少単位の家族は、地域とのつながり、関わりが希薄になり、また、家族自体も個人の過度なライフスタイルの尊重から、孤立化が進み、地域など外部からの情報が入りづらい傾向が強まり、保護者自身が家庭での読書時間を少なくし、結果的に子どもの読書の習慣が築かれていない家庭が多い現状が見られます。

#### [推進への取り組み]

##### 子育ての関係機関・団体等からの情報入手

乳幼児期に子ども自身が絵本などに親しむことが大切です。保護者の読み聞かせや親子で絵本を通して楽しむ時間を共有し、触れあいの時間を大切にします。

こうした保護者自身も読書を楽しみ、読書に親しむライフスタイルを

確立していくことが、子どもの読書習慣の形成には不可欠なことから、「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」などを通じて啓発を行います。

## 2 地域の取り組み



### (1) 読書活動の推進

#### [現状と課題]

地域には子どもの成長にともない、読書活動に触れることができる多くの施設があります。保護者や子どもが自らの意思でこのような施設を利用し、さまざまな体験やコミュニケーションを重ねることは意義深いものです。

子どもが図書などと出会える施設として、保健センター、児童館、学童クラブ、地域文庫、地域開放の学校図書館等がありますが、保護者と子、子ども同士の交流や会話に積極的に利用されていないのが現状です。

#### [推進への取り組み]

推奨絵本リスト等による優良図書の広報

子育て家庭に、子育ての一環として、読書の重要性を認識し理解を深めていただけるよう、推奨絵本リストや啓発リーフレットを作成し、保健センターにおける乳幼児健診会場に備えるほか、さまざまな機会をとらえて広報活動を促進します。

### (2) 読書環境の整備・充実

#### [現状と課題]

地域文庫、児童館、学童クラブなどそれぞれの施設では、図書資料や読書スペースの確保を図っていますが、十分整っている状況ではなく、さらなる整備・充実が課題となっています。

#### [推進への取り組み]

地域コミュニティ施設等の利用

地域文庫、地域開放の学校図書館の利用促進のため、蔵書の充実や施設の読書環境整備に努めます。

児童館、学童クラブ等の環境整備

それぞれの施設では、読み聞かせや読書に触れる機会の提供、そして図書資料の充実、読書スペースの整備などに努め、子どもが自ら読書に親しみ、楽しむことができる環境整備の充実を図ります。

### (3) 読書活動の普及

#### [ 現状と課題 ]

児童館や学童クラブなどの各施設を含め、地域においては読み聞かせやおはなし会を行っていますが、さらに子どもの読書活動を普及するには、ボランティアの支援・協力が不可欠です。また、読書推進に関する関係機関等と連携を図りながら進めることが大切です。

#### [ 推進への取り組み ]

読書活動支援団体の連携

地域における子どもの読書活動を支援する主体的な推進者として期待されるのは、図書の読み聞かせなどの図書館ボランティア団体やおはなし会を行っている市民です。そのため、「読み聞かせ会」などの参加を通じて、興味・関心を持った保護者や大人のボランティア活動を奨励していきます。

「こどもの読書週間」等の周知・普及

「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」など、読書推進に関する情報や関連行事の周知・普及に努めます。

## 3 学校の取り組み

### (1) 読書活動の推進

#### [ 現状と課題 ]

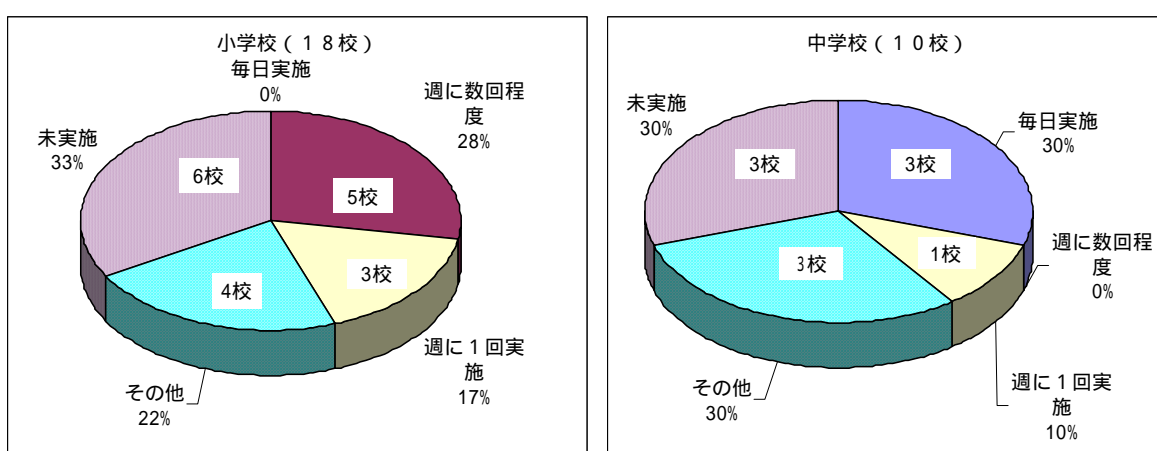
家庭、幼稚園、保育所（園）等で本と出会い、読書の楽しみを知った子どもは、成長にともない学校での学習活動を通じ、多様な読書経験を重ねていきます。学校での読書活動は、読書習慣を形成するうえで欠かすことのできない大きな役割を担っています。

このため、市内の学校では一斉読書・調べ学習など、授業の中で読書活

動に取り組んできています。また、学校図書館の地域開放では、保護者や地域の方々による学校図書館ボランティアの支援・協力を得て読書活動を行っていますが、地域開放を行っていない学校においても、読み聞かせやおはなし会を実施している例があります。

また、これまで学校図書館の蔵書の充実に努めていますが、今後も引き続き計画的な蔵書と、子どもたちに利用しやすい読書環境の整備を推進していくことが大切です。

全校一斉読書活動の実施状況



資料：学校教育課（平成17年3月31日現在）

### 【推進への取り組み】

#### 一斉読書等の読書活動の充実

図書に触れる機会を多くもつことは、読書活動の習慣化の第一歩として大変有意義です。学校における取り組みとしては、「毎日、始業時前に朝の読書をする」、「本の読み聞かせを中心に活動する」、「中休みや昼食後に読書に取り組む」など、学校の特色を活かした取り組み方法で実施できるよう努めます。

#### 学校における教員等の協力体制の確立

学校図書館の機能を十分に発揮するためには、司書教諭を中心とした校内体制の確立が必要であり、教員及び学校図書館ボランティアの読書指導の向上のための研修や、学校図書館の効果的な活用の推進に取り組めます。

## (2) 読書環境の整備・充実

### [ 現状と課題 ]

12学級以上のすべての小・中学校に司書教諭が配置されていますが、司書教諭が配置されていない学校では担当教諭が司書教諭に準じた業務を担い、読書活動や図書館運営を行っています。

学校図書館においては、図書・資料の充実をはじめ、学校図書館ボランティアの積極的な支援・協力を得て、館内配置図や書架表示、新着図書の紹介や配架場所の工夫を行い、読書意欲の向上に努めています。

### [ 推進への取り組み ]

#### 蔵書の充実

児童生徒一人ひとりが、本の楽しさと出会い、自主的に学習ができ、あるいは調べ学習を効果的にするためには、子どもに受け入れられる魅力的で豊富な図書・資料が必要となることから、これら読書活動に必要な蔵書の充実を図ります。

#### 学校図書館の施設・整備の充実

子どもたちが学校図書館を積極的に利用し、図書に触れられるよう、魅力があり親しみやすい環境をつくる必要があります。

そのため、蔵書数の充実のほかに、図書館内のレイアウト、探しやすい図書の配架、閲覧場所の整備充実に努めます。また、地域開放の小学校では学校図書館ボランティアの配置について検討を進めます。



### (3) 読書活動の普及

#### [ 現状と課題 ]

学校図書館の地域開放を行っている学校など、学校の一部では「学校便り」、「図書館だより」を発行し、読書活動の取り組み、推奨図書の紹介を積極的に行っています。

#### [ 推進への取り組み ]

推奨図書のリスト作成

学校間、図書館などが連携し推奨図書リストの掲示、配布などに努めます。

「こどもの読書週間」等の周知・普及

「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」には、おはなし会や講演会などこどもの読書推進の関連行事を実施の場合は、家庭等に十分に周知を図ります。



## 4 幼稚園、保育所（園）の取り組み

### (1) 読書活動の推進

#### [ 現状と課題 ]

幼稚園、保育所（園）において、子どもたちの遊びの中で、絵本の読み聞かせやわらべうたを取り入れているところが多くあります。読書の大切さを認識して、絵本コーナーを設置したり、絵本を家庭へ貸し出しをしているところもありますが、まだまだ取り組みが十分でないところもあり、読書に関して地域や関係機関などと連携を図りながら、読書活動を推進することが求められています。

### **[ 推進への取り組み ]**

保育時における絵本への誘い

幼稚園、保育所（園）において、絵本に触れる機会を増大させるとともに、読み聞かせやおはなし会等の充実を図ります。

保護者向け講座等の開催

読み聞かせの楽しさや大切さを機会あるごとに保護者に伝えるとともに、保護者向けの読み聞かせや絵本による講座の充実に努めます。

## **(2) 読書環境の整備・充実**

### **[ 現状と課題 ]**

幼稚園、保育所（園）においては、蔵書スペースが狭隘であり、蔵書スペースの確保が困難となっています。また、紙芝居の上演や本の読み聞かせ場所の確保や読み聞かせを行うスタッフの充実が課題となっています。

### **[ 推進への取り組み ]**

幼稚園、保育所（園）の読書活動の推進に向けた環境の整備・充実

蔵書を充実するとともに、読み聞かせ場所や読み聞かせを行うスタッフの充実を図ります。また、子どもがいつでも本に接することのできるよう読書環境づくりに努めます。

家庭へのお便り及び推奨絵本リストやリーフレットなどの配布

子どもがいつでも絵本に触れられる読書環境のためには、幼稚園、保育所（園）においても、家庭へのお便り及び推奨絵本リストやリーフレットの配布を積極的に行い、理解と協力を得られるよう努めます。

## **(3) 読書活動の普及**

### **[ 現状と課題 ]**

幼稚園、保育所（園）の蔵書や絵本コーナーなどは、その規模や入所、入園している子どもの数などにより様々です。また、保護者に対して本を貸し出したり絵本講座や絵本だよりなどを通じて、絵本の紹介や乳幼児期の子どもの読書についての情報提供を行っているところもあります。

このように、幼稚園や保育所（園）において、子どもの読書活動の推進に取り組んでいますが、まだ十分とはいえない現状にあります。

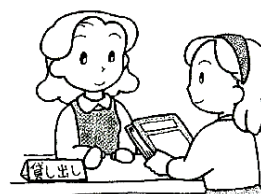
### [ 推進への取り組み ]

「こどもの読書週間」等の周知・普及

「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」を周知するなど、子どもの読書推進関連行事を実施の場合は、家庭等に十分に周知を図ります。

## 5 市立図書館の取り組み

### (1) 読書活動の推進



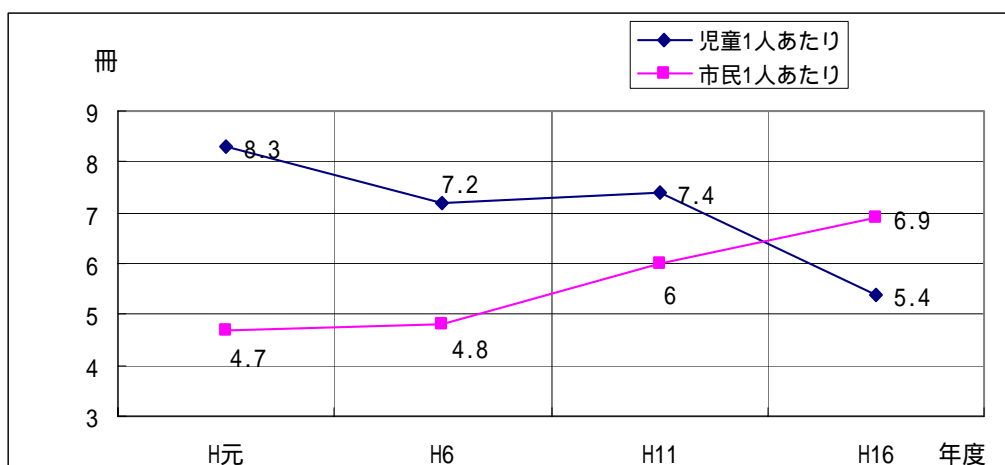
### [ 現状と課題 ]

全国的に子どもの読書離れが懸念されていますが、図書館においても、貸し出し冊数の全体に占める児童（0～14歳）の割合は、平成元年度には33.2%（人口構成比22.0%）だったものが、平成16年度には12.5%（同15.9%）まで低下しています。

貸し出し冊数でみると、平成16年度における市民1人あたりは6.9冊であるのに対し、児童1人あたりでは5.4冊と、市民全体を下回っています。

また、平成元年度からの比較では、市民1人あたりは伸びているものの、児童1人あたりでは減少しており、子どもの読書離れは進んでいるものと思われます。

年度別市民及び児童の1人あたり貸し出し冊数の推移



資料：図書館

図書館では、児童書コーナーを設置しているほか、「おはなし会」のフロアも併置し、子どもが自由に、おはなし会や絵本と向かい合えるように工夫しています。

実施事業として、幼児や児童等を対象に、おはなし会、手作り絵本教室、壁新聞コンクール、テーマ別の資料展示、としょかんたんけん、さらに「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」等における記念事業などを行い、子どもが楽しく豊かな経験を得られる取り組みをしています。

また、地域文庫や学校、幼稚園、保育所（園）、児童館、学童クラブ等へ団体貸し出しを行い、誰もがいつでも、どこでも図書に接することができる状況を目指します。

### **[ 推進への取り組み ]**

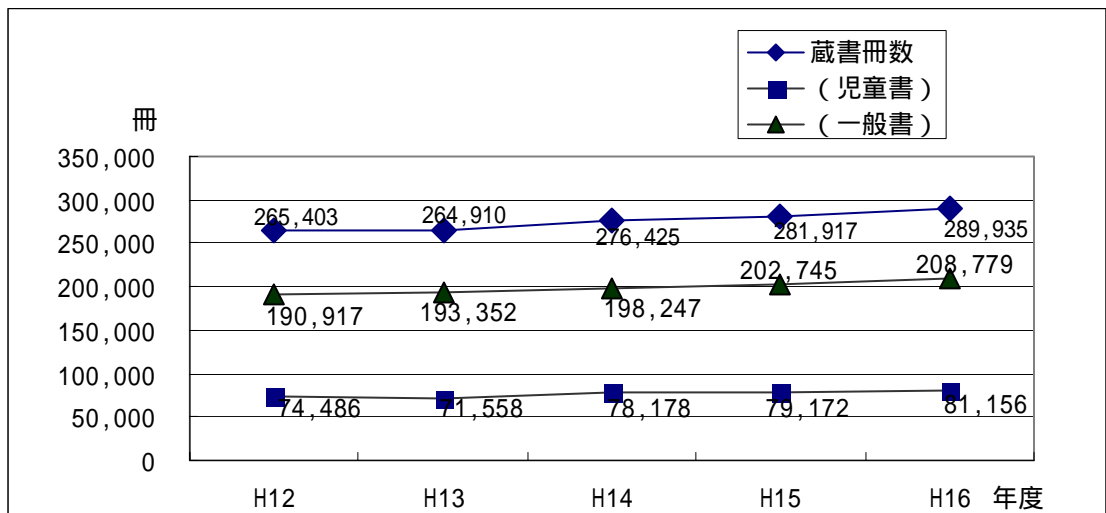
すべての子どもが利用しやすい図書館

- ア 新刊図書や季節の図書の展示、推奨図書の展示などを行い、子どもたちが本に出会い利用しやすいよう工夫します。
- イ 障がいのある子どもが利用しやすいよう、大型絵本や点訳絵本などの資料の収集・充実に努めます。
- ウ 外国語を第一言語とする子どもたちに、外国語で書かれた絵本や児童図書の充実に図ります。
- エ 中・高校生向けヤングアダルトコーナーには、ジャンル別に幅広く選書し充実に図ります。
- オ 図書館主催行事、学校による図書館見学などを通じ、子どもが図書館を知り利用しやすくなるよう、利用の機会を増やします。
- カ 職員の児童サービス研修の充実に努めるとともに、子どもの読書相談に親身に対応します。

読書の楽しさを伝える事業の展開

- ア 児童文学・絵本作家の講演会、原画展、手作り絵本教室等を通じ、子どもの読書への関心、創造力を高める事業を推進します。
- イ 絵本に直に接することのできる機会となる、「おはなし会」の充実に図ります。

## 蔵書冊数の推移



資料：図書館

学校、幼稚園、保育所（園）などとの連携強化

- ア 団体貸し出しを利用しやすくできるように、システム作りを検討します。
- イ 学校司書教諭や地域開放の学校図書館ボランティアから、本の補修等の研修依頼を受けた場合は、必要な研修や協力・支援を行います。
- ウ 総合学習の時間など、学校の授業での図書館利用を積極的に受け入れます。
- エ 寄贈図書などの活用をこれまで以上に推進し、学校、幼稚園、保育所（園）等の蔵書の充実を図ります。

ボランティアグループとの連携

- ア おはなし会活動に必要な絵本や紙芝居等の資材、活動について、連携を図ります。
- イ おはなし会に関する研修会を行うなど、グループ間交流や会員相互の研修の場を設けます。

## (2) 読書環境の整備・充実

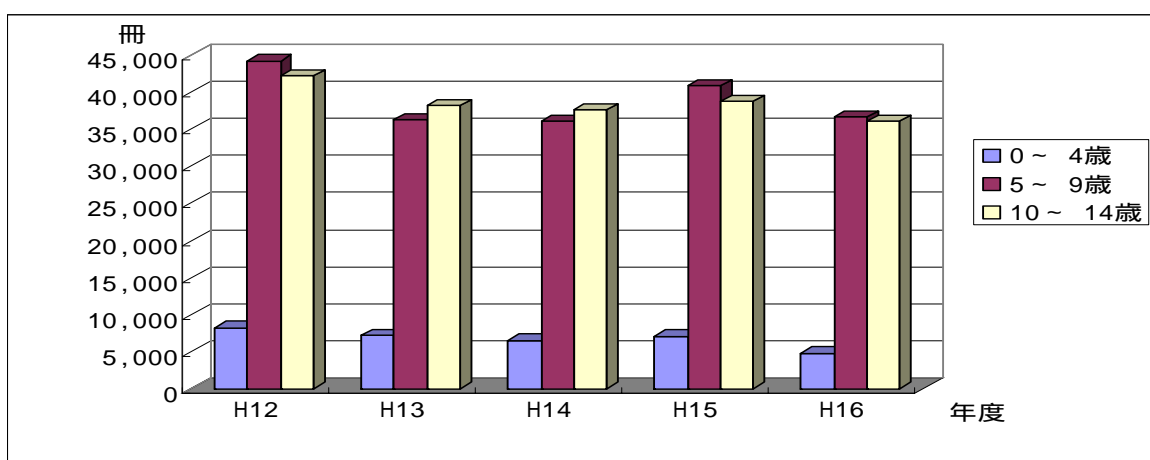
### 【現状と課題】

図書館では、これまでも児童向けサービスや読書環境の整備の重要性を認識した各種事業を展開し、読書の楽しさや大切さを伝えています。

具体的には、36ステーションへの移動図書館車のサービスや各学校等への団体貸し出しのほか、郊外の学校には宅配便による配送も行っています。

また、平成17年2月からは図書館から遠隔地域の市役所支所でも図書の貸し出し、返却サービスを始めたほか、4月からはインターネット予約サービスも開始しました。これらサービスを十分活用し、読書に関心が持てるよう子どもや家庭に対する普及を図ります。

年齢区分別貸し出し冊数



年度	0~4歳	5~9歳	10~14歳	小計
H12	8,238	44,222	42,271	94,731
H13	7,218	36,319	38,185	81,722
H14	6,481	36,064	37,661	80,206
H15	7,103	40,867	38,796	86,766
H16	4,768	36,709	36,098	77,575

資料：図書館

### [ 推進への取り組み ]

#### 図書施設を有する団体等との連携

学校、幼稚園、保育所(園)、児童館、学童クラブ及び地域文庫等と緊密な連携を図るとともに、子育て支援施設などともネットワークを広げ、市民に行き届いたサービス環境づくりに努めます。

#### 予約サービスの充実・推進

平成17年4月からインターネット及び携帯電話による貸し出し予約サービスを始めていますが、さらに推進に努めます。

郊外地域における利用サービスの向上

郊外地域の学校の利用サービスの向上を図るため、宅配サービスの利用を促進するほか、市役所支所を利用したサービスの促進を図ります。

移動図書館車の利用促進

図書館から遠隔にある地域や郊外地域への、移動図書館車の利用促進に努めます。

### (3) 読書活動の普及

#### [ 現状と課題 ]

「子どもの読書活動の推進に関する法律」においては、4月23日を「子ども読書の日」と定め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める事業の実施に努めなければならないとされています。

このため、「こどもの読書週間」や秋の「読書週間」に併せ、読書活動推進に関する情報を提供しています。

また、図書館では、ブックリストの作成や推奨図書の紹介をしていますが、家庭や学校などにさらに浸透、充実させていくことが課題となっています。

#### [ 推進への取り組み ]

啓発資料の充実及び情報提供体制の整備

学校、幼稚園、保育所（園）などと連携・協力し、パンフレット、リーフレットの収集及び配布に努めます。

また、図書館のホームページや図書館だよりなどを通し、各種事業の取り組みや、推奨図書などの新鮮な情報を迅速に提供するほか、子ども向けホームページ開設の推進に努めます。

「こどもの読書週間」等の全市的広報の推進

「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」など、子どもの読書推進を周知するため、市の広報やホームページ、図書館だより、新聞等により、幅広い広報活動を全市的に行います。

子どもの読書への興味・関心の啓発

親子で楽しめる講演会や講座等を開催し、子どもの読書の重要性を家庭に伝えられるよう努めます。

## 第3章 子どもの読書活動の施策の推進に向けて

### 1 施策の推進に向けた方策

#### (1) 関係機関、関係団体の連携

本計画の施策推進には、家庭を始め、地域、学校、幼稚園、保育所(園)、行政等が一体となって子どもの読書活動の推進に取り組む必要があります。

このため、各関係機関、関係団体と連携を図るとともに、各機関内相互の連携や市内関係機関による連絡会議開催など具体策の推進を図ります。

#### (2) 千歳市の推進体制の調整等

子どもの読書環境を整え、読書を推進していくことは行政の役割です。効果的な施策の推進のためには教育分野に限らず、特に本計画に関わる担当部署との事前の調整や協力体制を採りながら進めます。

また、子どもの読書活動に関わる施設を運営する関係機関や、ボランティア等による「千歳市子どもの読書活動推進連絡会議(仮称)」を設置するとともに、今後の、本計画の進行管理については、図書館が中心に行います。

# 資料編

## 千歳市子どもの読書活動推進事業一覧

## [家 庭]

頁	事業名	事業内容	担当部署
5	親子で読書を楽しむ	家庭での読み聞かせなどが、親子の触れあいに大切であることを伝えられるよう努めます。	児童家庭課、保育課、生涯学習課、図書館
6	子育て講座等への参加の促進	子どもと一緒におはなし会や読み聞かせ講座に参加することも、親子の豊かな心を育むために大切であることから、参加促進に努めます。	児童家庭課、保育課、生涯学習課、図書館
6	子どもの発達に応じた読書環境の整備	発達年齢に適さない図書に触れないよう、読書環境の整備を働きかけます。	児童家庭課、保育課、生涯学習課、図書館
6	子育ての関係機関・団体等からの情報入手	保護者自身も読書を楽しみ、親しむライフスタイルを確立するため、こども読書週間等の機会を通じ啓発します。	児童家庭課、保育課、生涯学習課、図書館

## [地 域]

7	推奨絵本リスト等による優良図書の広報	子育てに読書の重要性を理解してもらうため、推奨絵本のリーフレット等を作成し、乳幼児健診会場に備えるほか、様々な機会を利用し広報活動を促進します。	児童家庭課、健康推進課、学校教育課、図書館
7	地域コミュニティ施設等の利用	地域文庫、地域開放の学校図書館の蔵書の充実や施設の環境整備に努めます。	学校教育課、図書館
8	児童館、学童クラブの読書環境整備	各施設で蔵書や図書スペースの整備と同時に、読み聞かせや読書に触れる機会を充実します。	児童家庭課
8	読書活動支援団体の連携	地域における「読み聞かせ会」などへの参加を通じ、興味・関心のある保護者や本人へボランティア活動への奨励を図ります。	児童家庭課、学校教育課、図書館
8	「こどもの読書週間」等の周知・普及	「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」等、子どもの読書推進に関する関連行事の周知・普及に努めます。	児童家庭課、健康推進課

[学 校]

頁	事業名	事業内容	担当部署
9	一斉読書等の読書活動の充実	読書活動の習慣化に向け、学校の特色を活かした方法で、一斉読書等の実施に努めます。	学校教育課
9	学校における教員等の協力体制の確立	読書指導は司書教諭を中心に組織的な校内体制が必要なため研修を行うほか、学校図書館の効果的活用の推進に取り組みます。	学校教育課
10	蔵書の充実	子どもに受け入れられる魅力的で豊富な図書・資料の充実を図ります。	学校教育課
10	学校図書館の施設・設備の充実	学校図書館のレイアウト、配架、閲覧場所等の整備を図ります。また、地域開放の学校図書館のボランティアの配置について検討します。	学校教育課
11	推奨図書のリスト作成	学校間、図書館などと連携し、推奨図書リストの掲示、配布に努めます。	学校教育課
11	「こどもの読書週間」等の周知・普及	「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」等、子どもの読書推進の関連事業を、家庭にお知らせします。	学校教育課

[幼稚園、保育所(園)]

頁	事業名	事業内容	担当部署
12	保育時における絵本への誘い	絵本に触れられる機会を充実するとともに、読み聞かせやおはなし会の充実を図ります。	保育課、学校教育課
12	保護者向け講座等の開催	読み聞かせの楽しさ大切さを伝えられるよう、保護者向け読み聞かせ講座の充実を図ります。	保育課、学校教育課
12	幼稚園、保育所(園)の読書活動の推進に向けた環境の整備・充実	蔵書を充実するとともに、読み聞かせ場所やスタッフの充実を図り、子どもがいつでも本に接することができるよう環境整備に努めます。	保育課、学校教育課
12	家庭へのお便り及び推奨絵本リストやリーフレットなどの配布	子どもがいつでも絵本に触れられるよう、家庭へのお便りや推奨絵本リストやリーフレットの配布を行い、理解と協力を得られるように努めます。	保育課、学校教育課
13	「こどもの読書週間」等の周知・普及	「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」等、子どもの読書推進の関連事業を、家庭にお知らせします。	保育課、学校教育課

[市立図書館]

頁	事業名	事業内容	担当部署
14	すべての子どもが利用しやすい図書館	<p>ア 新刊図書、推奨図書の展示などを行います。</p> <p>イ 障がいのある子どもが利用しやすいよう、大型絵本や点訳絵本などの資料の収集・充実に努めます。</p> <p>ウ 外国語で書かれた絵本や児童図書の充実に図ります。</p> <p>エ 中・高校生向けヤングアダルトコーナーには、ジャンル別に幅広く選書し充実します。</p> <p>オ 図書館見学等の機会を増やし、子どもが図書館を知り利用しやすくなるよう努めます。</p> <p>カ 児童サービスのため職員研修に努め、読書相談等に親身に対応します。</p>	図書館
14	読書の楽しさを伝える事業の展開	<p>ア 講演会、原画展、手作り絵本教室等、読書への関心、創造力を高める事業を推進します。</p> <p>イ おはなし会の充実に図ります。</p>	図書館
15	学校、幼稚園、保育所(園)などとの連携強化	<p>ア 団体貸し出しの利用促進を図ります。</p> <p>イ 学校司書教諭等から、本の補修など研修の依頼があった場合は、必要な支援を行います。</p> <p>ウ 学校の総合学習を積極的に受け入れます。</p> <p>エ 寄贈図書をこれまで以上に有効活用し、学校等の蔵書の充実に努めます。</p>	図書館
15	ボランティアグループとの連携	<p>ア おはなし会活動への資材や活動について、連携を図ります。</p> <p>イ おはなし会に関する研修会を行うなど、グループ間や会員相互の研修の場を設けます。</p>	図書館
16	図書施設を有する団体等との連携	市内の学校、幼稚園、保育所(園)等のほか子育て支援施設等とも連携し、市民に行き届いたサービス環境づくりに努めます。	図書館
16	予約サービスの充実・推進	インターネット及び携帯電話からの予約サービスを開始しており、今後も推進に努めます。	図書館
17	郊外地域における利用サービスの向上	郊外の学校には宅配サービスや、支所での取り次ぎ利用の促進を図ります。	図書館
17	移動図書館車の利用促進	遠隔にある地域や郊外地域へ、移動図書館車の利用促進に努めます。	図書館

17	啓発資料の充実及び 情報提供体制の整備	学校、幼稚園、保育所（園）などと連携・協力し、リーフレット等の情報の収集及び配布に努めます。また、図書館だよりや図書館ホームページを活用し新鮮な情報の提供を図るほか、子ども向けホームページの開設に努めます。	生涯学習課、 図書館
17	「こどもの読書週間」等の全市的広報の推進	「こどもの読書週間」、「子ども読書の日」など、子どもの読書推進の意義を周知するため、市の広報等を通じ全市的に推進します。	図書館
17	子どもの読書への興味・関心の啓発	講演会や講座等を通じ、子どもの読書の重要性を家庭に伝えられるよう努めます。	図書館

## 資料 2

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日施行)

#### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料3

千歳市子どもの読書活動推進計画策定委員会等

1 策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
教育部	部 長	宮澤 和典	委員長
教育部	次 長	三輪 忠則	副委員長
保健福祉部	児童家庭課長	奥山 博昭	委員
同 上	保育課長	神子 文雄	委員
同 上	健康推進課長	石上 政昭	委員
教育部	学校教育課長	西本 隆史	委員
同 上	生涯学習課長	中川 伸明	委員
同 上	青少年課長	三原 修	委員
同 上	図書館長	林 忠男	委員
同 上	図書館奉仕係長	田中 秀尚	委員

2 策定委員会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	平成16年10月20日	計画策定の確認、策定の経過説明、 原案全般の構成等の検討
第2回	平成16年11月30日	検討事項の確認、見直し作業
第3回	平成17年2月17日	検討事項の確認、見直し作業
第4回	平成17年3月24日	検討事項の確認、見直し作業
第5回	平成17年4月22日	検討事項の確認、見直し作業
第6回	平成17年6月29日	検討事項の確認、見直し作業
第7回	平成17年8月10日	計画(案)について
第8回	平成17年8月24日	計画(案)について

3 関係機関・団体等打合せ会議開催状況

開催日	関係機関・団体名	参加者数
平成16年11月17日	私立幼稚園連合会事務局打合せ	3名
平成17年2月24日	小中学校図書館担当者会議	26名
平成17年2月25日	私立幼稚園・保育園会議	6名
平成17年3月17日	おはなし会グループ打合せ	7名

## 千歳市子どもの読書活動推進計画

読書ではぐくむ 子どもの豊かな心

平成17年11月

発行 千歳市教育委員会

編集 千歳市教育委員会教育部図書館  
〒 066-0046 千歳市真町 2196 番地の 1  
0123-26-2131

E-mail [chitosho@city.chitose.hokkaido.jp](mailto:chitosho@city.chitose.hokkaido.jp)

ホームページ <http://library.city.chitose.hokkaido.jp/>